教育警務委員会会議録

Ⅰ　日　　時　令和８年９月３日（木）
午前９時57分開会
午前11時57分閉会

Ⅱ　場　　所　第４委員会室

Ⅲ　出席委員

委員長	瀬川　侑希
副委員長	立村　好司
委員	佐藤　則寿
〃	尾山謙二郎
〃	鍋嶋慎一郎
〃	大門　良輔
〃	永森　直人
〃	鹿熊　正一

Ⅳ　出席説明者

教育委員会

教育長	廣島　伸一
教育次長・教育みらい室長	田中　宏育
教育次長	初田　正樹
参事・教育企画課長	森安　祐成
参事・教育みらい室県立高校改革推進課長	丸田　祐一
教育みらい室課長（高校教育充実強化担当）	武末　宏和
教育みらい室課長（特命担当）	江上　有紀
教職員課長	水上　　優

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）
前川　秋人

公安委員会

公安委員　川端　雅彦
警察本部長　崎山　慶
警務部長　中村哲太郎
生活安全部長　青野　秀夫
地域部長　中川　保
刑事部長　中林　正範
交通部長　古川　秀治
警備部長　井上　数也
警務部参事官・首席監察官
水名　健
警務部首席参事官・警務課長
平野　聡
警務部参事官・会計課長
関口　健次

Ⅴ　会議に付した事件

1　閉会中継続審査事件について
2　陳情の審査
3　その他

Ⅵ　議事の経過概要

1　閉会中継続審査事件について

（1）　説明事項

廣島教育長
・令和８年度富山県一般会計補正予算（教育費）について

崎山警察本部長
・令和８年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

中村警務部長

・損害賠償の決定に関する件について

（2）　質疑・応答

瀬川委員長　以上が９月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不審の点がありましたら、御発言願います。

――ないようでありますので、以上で９月定例会付議予定案件の説明を終わります。

（3）　報告事項

水上教職員課長

・令和８年度サンドボックス予算の執行状況について

中村警務部長

・令和８年度サンドボックス予算の執行状況について

資料配布のみ

教育みらい室高校教育充実強化担当

・産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加申請及び富山県「高校教育改革実行計画」検討会の開催について

教育みらい室県立高校改革推進課

・「新時代とやまハイスクール構想」に関する意見交換会の開催結果について

・「新時代とやまハイスクール再構築ガイドライン」（案）及び「新時代とやまハイスクール第１期設置方針」（案）に対する意見募集（パブリックコメント）結果について

保健体育課

・全国高等学校総合体育大会等における本県選手の成績について

・「富山県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に

関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定状況について

警務部

・令和８年度警察官採用試験の実施状況

刑事部

・刑法犯及び特殊詐欺の情勢

（4）　質疑・応答

佐藤委員

・教員の精神疾患による休職・離職対策について

・危険運転致死傷罪について

鍋嶋委員

・県立高校の再編案の見直しの可能性について

・富山県の治安確保に向けた抱負

大門委員

・署長公舎について

永森委員

・新時代とやまハイスクール構想に関する施設整備について

・信号機の設置・撤去について

鹿熊委員

・国のグランドデザインを受けた県高校教育改革について

・災害警備について

立村委員

・高校再編について

・交番・駐在所について

瀬川委員長　それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

佐藤委員　初めに、私から、教員の精神疾患による休職・離

職対策について、４点伺いたいと思います。

報道によりますと、文部科学省の学校教員統計調査の中間報告では、2024年度に精神疾患を理由に離職した公立小中高校の教員は全国で1,319人となっており、過去最多を更新しました。2021年度調査の950人から369人増えて、初めて1,000人を超えたとのことでございます。

そこで、本県における教員の精神疾患による休職・離職の状況について伺います。

また、その背景にある要因については、どのように把握、分析されているのか、水上教職員課長に伺います。

水上教職員課長　令和７年度に精神疾患により休職した教員は40名、これは、小学校14名、中学校５名、高校17名、特別支援学校４名となっております。また、精神疾患が理由で離職した人数は17名、これは、小学校６名、中学校３名、高校８名となっております。

その背景ですけれども、個々の事案により異なると思いますが、校務分掌や調査対応等の事務的業務への負担、児童生徒への指導や保護者対応、上司、同僚等との職場における人間関係、家庭や私生活上の事情、健康上の事情など、複数の要因が複合的に関係しているものと認識しております。

佐藤委員　要因はそれぞれということは十分承知をしておるところでございますけれども、この統計調査では、定年退職者を除く離職者１万5,540人のうち、約8.5％が精神疾患による離職者であり、文部科学省は、教員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題で、対策に取り組むとしておられます。

そこで、教員のメンタルヘルス対策では、相談窓口の利用など、早期発見、早期対応が重要でありますけれども、一方で、教員本人が、相談すると周囲に迷惑をかける、評価に影響するのではないかと感じ、相談をためらうケース

も考えられます。

そこで、教員のメンタルヘルス不調について、ストレスチェック等の活用に加えて、本人からの相談を待つだけではなく、管理職等が早期に教員の変化を把握して声をかけるなど、これまでも十分されていると思いますけれども、未然防止や深刻化を防ぐ予防型のメンタルヘルス対策を一層強化するべきだと考えます。

改めて県の取組を前川保健体育課長に伺います。

前川保健体育課長　県教育委員会では、これまでも公立学校共済組合と連携いたしまして、様々なメンタルヘルス対策の取組を行っております。

具体的には、全教員を対象にストレスチェックを行いまして、その結果、高ストレスと判定された教員に対しまして、医師による面接指導を勧奨しておりますほか、精神科医であります心の健康管理医や臨床心理士などの専門家による相談体制の整備などを行っているところでございます。

また、委員から御指摘のございました管理職などがいち早く教員の変調に気づき、対策を取ることができる、いわゆるラインケアが重要であると考えております。したがいまして、管理職等を対象とするメンタルヘルス研修を開催いたしまして、管理職による日頃からの積極的な声かけ、適切なタイミングでの面談の実施などの必要性についても周知をしているところでございます。

さらに今年度ですが、メンタルヘルス対策の一層の充実を図る目的から、新たに教育委員会に配置いたしました保健師が、電話やメール、対面で健康相談に応じる常設の窓口を設置しております。

５月に設置したところでございますが、相談された方から保健師に寄せられた感想、意見などを御紹介させていただきます。本人からは、話してすっきりした、気持ちが楽

になった、あと、このような制度があって大変ありがたい、ほかの人にもＰＲしたいといった御意見、また上司の方からも適切な助言を受けて助かったといった、おおむね好意的な御意見をいただいているところでございます。ただ、その一方で、これも委員から御指摘がありましたが、業務の多忙などを理由に相談をためらう教員もいると認識しているところでございます。

したがいまして、保健師がストレスチェックの結果などを分析いたしまして、支援が必要と思われる教員、管理職に対して、直接産業医との面談を勧奨したり、また、保健師が直接学校を訪問いたしまして、心の不調を抱える教員との個人面談を含めた保健指導を行うといった、本人からの相談を待つだけではない能動的な支援を行うことで、メンタルヘルス不調の未然防止、深刻化の予防を図ることとしております。

今後とも、教員、管理職の意見もお聞きしながら、より効果的なメンタルヘルス対策に取り組んでいきたいと考えております。

佐藤委員　今ほど報告がありましたように、今年の５月から保健師を配置して、好意的な声も十分あるとのことなので、これまでどおりというよりも、これまで以上に様々な観点からケア等をしていただきたいと思います。

精神疾患の背景には、教員不足による多忙化に加えて、特別支援教育や日本語指導、また不登校対策など、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応が求められていることもあると思います。

メンタルヘルス対策を実効性あるものとするためには、相談体制の充実と、そもそもの業務負担を減らす取組も不可欠であると考えます。

そこで、教員の業務量や負担の実態を把握し、さらに検

証し、スクール・サポート・スタッフ等の人的支援、また、ＩＣＴの活用、外部への業務委託等を通じて、教員が本来の教育活動に専念できる環境づくりを進める必要もあると考えますが、今後の方針について、水上課長の見解を伺います。

水上教職員課長　県教育委員会では、これまでも教員の業務負担を軽減するために、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の配置など、学校への人的支援を進めるとともに、校務支援システムやデジタル採点ソフトの導入など、ＩＣＴを活用した業務の効率化に取り組んでまいりました。

こうした取組によりまして、令和７年度の月当たりの平均時間外在校等時間は、コロナ禍前の令和元年度と比較いたしまして、小学校で約15時間、中学校で約26時間、高校で約10時間減少しております。

一方で、依然として時間外在校等時間が月45時間を上回る教員が、小学校及び高校で約３割、中学校で約４割存在していることから、さらなる取組の強化が必要であると認識しております。

令和８年度は、これまでの取組に加えまして、令和８年２月に策定いたしました県立学校における働き方推進プランに基づきまして、業務の精査や適正化など、業務改善の推進を第１の柱として、取組を進めているところです。

事務局内に新設いたしました県立学校働き方改革推進チームにおきまして、国が学校と教師の業務の３分類として示しました学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、この３分類に分類いたしまして、おのおの課題を整理した上で、業務の精選やＩＣＴの活用、外部委託等を含む見直しを進めることとしております。

また、こうした県の取組を市町村教育委員会と情報共有するなど、学校現場の実情把握にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも、教員の業務負担の軽減を図り、教員が本来の教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

佐藤委員　もちろん全国的に働き方改革の流れがあるのは分かっておりますし、また、富山県教育委員会も相当前から、細かな配慮が行き届いた対応をされています。さらに教育県らしい対応をまた検討していただければという思いで質問しておりますので、御理解よろしくお願いします。

最後に、精神疾患によって休職した教員が安心して職場に復帰することができ、再度の休職や離職に至ることを防ぐためには、復職時の支援だけではなくて、復職後の継続的なフォローも重要であろうと考えます。

そこで、精神疾患による休職教員に対する円滑な復職と再発防止について、復職支援プログラムの実施や勤務時間や業務内容の配慮、管理職や産業医、専門機関との連携など、復職後まで切れ目なく支える仕組みをさらに充実させるべきと考えますけれども、県の現状と今後の取組について、水上課長に伺います。

水上教職員課長　精神疾患により休職している教員については、まずは、主治医の診察、指導の下で治療と十分な休養に専念してもらうことが基本であると考えております。

その上で、学校においては、主に教頭が連絡窓口となりまして、本人の意向や体調に配慮しながら、必要に応じて面談を実施したり、本人の同意を得た上で主治医等から病状や療養の状況を確認するなど、関係者間で必要な情報を共有し、支援につなげているところです。

職場復帰に当たりましては、主治医や校長等の意見を踏まえ、短時間から段階的に勤務時間や業務量を増やす試し

出勤を実施しております。復職後も、勤務時間や業務内容等に配慮し、管理職による定期的な面談や健康状態の確認を継続的に行うとともに、必要に応じて、産業医、教育委員会、主治医、専門機関等とも連携しているところです。

今後とも、管理職を対象とした研修等において、復職に向けた支援のプロセスですとか、職場復帰後のフォローアップの方法、再発防止に向けた組織的な支援について周知徹底し、教員が安心して働き続けることのできる職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員　試し出勤なども必要であろうかと思いますけれども、現実的にはやはり心のつながりが大事だと思います。教員が健康であれば、子供たちもさらに健康的に、また力強く、生き抜く力も身につけていくと思いますので、これまで以上に、いろいろ大変でしょうけれども、期待をしておりますので、よろしくお願いします。

引き続き、警察本部関係について質問をさせていただきます。

危険運転の致死傷罪について、２点伺います。

御案内のとおり本年７月21日に一部改正された自動車運転死傷処罰法が施行され、飲酒運転や著しい速度超過などの要件が明確化されました。

こうした中で、８月９日に富山市八尾町で発生した死亡事故では、呼気から新たな基準に該当するアルコールが検出され、改正後の基準が県内で初めて適用されたと報じられました。今回の改正法は、重大事故が発生した際の適正な処罰につなげるだけでなく、危険運転そのものを抑止することも大きな意義があります。

また、県警として、改正法の趣旨と新たな基準を現場活動に着実に反映させるため、捜査員への研修や運用面の徹底を図る必要もあろうかと考えております。

そこで、改めて伺いますけれども危険運転致死傷罪について、飲酒運転や著しい速度超過などの要件が明確化されたところでありますけれども、危険運転を適切に摘発するため、県警察としてどのように対応していくのか、古川交通部長に伺います。

古川交通部長　危険運転致死傷罪につきましては、危険かつ悪質な自動車運転による死傷事犯に適切に対処できていないのではないかとの課題を受けまして、飲酒運転や著しい速度超過などの要件に基準となる数値が明確化されるなど、自動車運転死傷処罰法が改正されまして、７月21日に施行されました。

今回の改正では、飲酒検知結果や超過速度が数値基準を満たす場合は、一律に危険運転致死傷罪に該当すると明確化されましたが、数値基準を満たさない場合であっても、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であった場合などは、危険運転致死傷罪の対象となることから、適正かつ緻密な捜査を推進することが重要と認識しております。

このため、捜査員に対しましては、改正法の趣旨や数値基準が加えられたことについて、指導、教養を行っているほか、交通事故が発生した初動段階から、危険運転致死傷罪の適用を視野に入れ、飲酒検知や実況見分、ドライブレコーダーや防犯カメラの映像、車両データの抽出や速度鑑定などの客観証拠の収集、分析に努めるとともに、数値基準を満たさない事案についても、直ちに危険運転致死傷罪の対象外とすることのないよう指導しているところであります。

これにより、委員から御説明いただきました８月９日には、八尾町で発生した死亡事故において、アルコール数値基準を満たす状態で運転した被疑者を現行犯逮捕いたしま

して、危険運転致死傷罪で送致し、過日起訴されたところでございます。

県警察では、改正法の趣旨及び内容を踏まえまして、引き続き危険かつ悪質な運転行為に対する適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するほか、法改正の趣旨や内容について広く県民に周知することにより、悪質、危険な運転の抑止を図り、県民の安全と安心の確保に努めてまいる所存でございます。

佐藤委員　今回の法改正によって、危険運転の要件が明確化されたことも重要なことでありますけれども、今、部長から答弁もございましたが、何より大切なことは、重大な事故が起きてから適切に処罰することだけではなくて、事故そのものを未然に防ぐことであろうと思います。

飲酒運転などの危険な運転の根絶には、運転者本人への啓発だけではなく、飲食店、また、職場、家庭、地域など、社会全体で危険な運転を許さないという機運を醸成していくことが重要であろうと考えております。

今回の事故を受けて、県警では緊急の飲酒運転根絶キャンペーンも実施しておられると聞いておりますけれども、飲酒運転に加えて、著しい速度超過など、重大な事故につながる危険な運転行為について、警察による取締りのみならず、飲食店や事業所、地域団体等との連携を一層強化し、社会全体で危険な運転をしない、させない、許さないための啓発をより実効性のある県民運動として展開していくことも必要だと考えております。今後どのように取り組んでいかれるのか、古川部長、お答えください。

古川交通部長　委員御指摘のとおり、重大事故につながる危険な運転行為を防止するためには、交通指導取締りのみならず、関係機関・団体と連携を一層強化し、危険な運転を許さないという社会環境を醸成していくことが重要である

と考えております。

県警察では、これまでも交通指導取締りと併せ、県や市町村、関係機関・団体と連携し、重大事故に直結する飲酒運転や著しい速度超過など、悪質、危険な運転行為の防止を呼びかけてきたところでございます。

具体的には、酒類提供飲食業等の関係業界と連携いたしまして、来店者に対して、県警察の広報キャラクターを活用したチラシを配布するなど、飲酒運転根絶に向けた啓発活動を実施しているほか、県交通安全協会と連携したハンドルキーパー運動等も実施しております。また、事業所を対象とした交通安全講習や関係機関・団体を通じて、県民に広く展開しておりますセーフティードライバーズ情報等を活用いたしまして、速度超過の危険性等について周知するとともに、各季の交通安全運動においても、飲酒運転の根絶や著しい速度超過など、悪質、危険な運転の防止に向けた広報啓発を行っているところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、民間企業とも連携し、ＳＮＳを活用した啓発活動にも取り組むこととしておりまして、これまでの取組をさらに発展、継続させることにより、県民一人一人が危険な運転を許さないという意識を共有し、社会全体で危険な運転を抑止する実効性のある県民運動となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員　危険運転を取り締まるという姿勢から、未然に防ぐ対策についてお話しがありました。ＳＮＳやＡＩ、データ分析なども活用して、今後さらに、実効性のある予防対策を強化されていくことを期待しておりますので、またよろしくお願いいたします。

鍋嶋委員　私からは２問、質問をさせていただきます。

最初に、県立高校の再編案の見直しの可能性について質問

させていただきます。

先日、富山、高岡、砺波・南砺、新川の４会場で新時代とやまハイスクール構想に関する意見交換会が開催され、県民や教育現場から様々な意見が出されました。特に呉羽高校の敷地に設置予定の１学年12クラスの大規模校については、将来的な生徒数の減少による定員割れや通学時の交通混雑、学校運営への不安など、慎重な検討を求める声が出たと聞いています。また、小杉高校についても、校舎の収容能力など施設面の課題が指摘されています。

県立高校の再編は、これからの子供たちの学びの環境を決める重要な問題であり、一度決めた学校の配置や規模を後から変更することは容易ではないことは十分承知しています。だからこそ、これまでも幾度となく言われている再編ありきで進めるのではなく、今回寄せられた意見を踏まえ、人口推移や学校規模、通学環境や施設面など、改めて検証することが重要ではないかと考えます。

今回の意見交換会で寄せられた県民や教育現場の声を真摯に受け止め、現在の再編案が本当に将来の子供たちにとって最善なのか、改めて検証する考えはあるのか、また、その検証の結果、見直しが必要と判断された場合には、学校の配置や組合せ以外にも、柔軟に見直す考えがあるのか、丸田県立高校改革推進課長にお伺いします。

丸田県立高校改革推進課長　今ほど御紹介いただきましたとおり、県内４つの会場で開催いたしました意見交換会におきまして、第３期校の大規模校に関しましては、１学年12学級という規模の必要性、また、通学時の混雑への懸念といった声など、また、第１期校では、小杉高校での教室の不足への懸念など、様々な御意見を頂戴いたしました。頂きました御意見につきましては、現在、パブリックコメントでの御意見と併せまして、その内容について精査を行っ

ているところでございます。

具体的には、まず、再構築ガイドラインに係るものにつきましては、このガイドラインが構想を進めるための羅針盤であり、今後の社会情勢の変化などに応じて、必要な場合は見直しを行うこととしております性格を踏まえまして、その方向性や基本的な考え方に関わる御意見であるか、また、中高一貫教育校や大規模校などの今後具体化を図る際に考慮すべき御意見であるかといった観点から精査を行っております。

次に、第１期設置方針に係るものにつきましては、第１期校の具体的な方針として、今後策定いたします第１期設置計画の基礎となるべきものでございますことから、第１期校の在り方そのものに関わる御意見であるか、また、今後学校ごとに策定いたします設置計画の検討の際に考慮すべき御意見であるかなどの観点で精査を行っております。

このような整理を行いました上で、まずは、今回お示しをしております２つの案に反映すべきものにつきましては、速やかに対応を検討し、それぞれの成案につなげてまいりたいと考えております。また、引き続き検討を進めます第１期設置計画における具体的な学校づくりにおいて配慮すべきものや、今後の第２期や第３期の再構築の検討の際に配慮すべき御意見につきましては、必要な対応について整理をしてまいりたいと考えております。

鍋嶋委員　以前からもいろいろと言われておりますけれども、幾ら意見を言っても、幾ら発言をしても取り上げられない、これからの高校再編に通用されないのではないかと思われている中において、やはり重要なものはしっかりと変えていく、また、そういった意見をしっかり聞いて対応していくことは本当に必要と思っております。

いろいろな意見が出ている中において、もちろん考えら

れているとは思うのですけれども、大人の事情、各地域の事情だけではなくて、将来を担う子供たちのことを思って考えてもらえたらと思います。

次の質問に入りたいと思います。富山県の治安確保に向けてであります。

先般、特殊詐欺でお金をだまし取った者が、そのお金を匿名・流動型犯罪グループ――いわゆるトクリュウと見られる者に暴行され、さらにそのお金を奪われるという、まさに何がどうなったか、一体何が起きているのだと感じさせる事件が発生いたしました。

この事件については、県警が迅速に解決されたことは、一富山県民としても大変心強く、誇りに思っておりますとともに、感謝するところであります。

一方で、特殊詐欺に加え、闇バイトや強盗など、トクリュウによる犯罪が全国で深刻化しています。今回の事件を見ても、富山県が犯罪グループから狙われているのではないか、また今後、この富山県が犯罪の温床となるのではないかと危惧する県民がいても不思議ではありません。

県警として、今回の事件をはじめ、トクリュウなどによる犯罪組織の実態をどのように把握し、犯罪の未然防止と徹底した検挙に取り組んでいかれるのか。そして、県民の生命、財産を守り、富山県は安心で安全な県だと誰もが実感できる県をつくるために、どのように県警を率いていかれるのか、このたび富山県警の本部長に就かれた崎山本部長の思いをお聞かせください。

崎山警察本部長　ただいま委員から御指摘いただきました事件に関しましては、去る８月16日、特殊詐欺の事件の受け子１名が詐取した現金をさらに３名の中国籍の被疑者らに奪われるというものでございますが、各部門、他県警との連携の下、早期に当該４名の被疑者を検挙し、現在、全容

解明に向けた捜査を継続しているところでございます。

警察といたしましても、特殊詐欺に見られるような匿名・流動型犯罪グループへの対策を治安対策上の重要課題と認識しております。県警察といたしましては、刑事部首席参事官を長とした治安対策プロジェクトチームを組織し、部門横断的な情報共有、実態解明や取締りを推進しているほか、警察庁や他県警等とも緊密に連携した対応を行っているところでございます。

また、県警察公式アプリ等を用いた注意喚起を積極的に行うことで被害の未然防止を図るとともに、ＳＮＳ等を通じて募集された、いわゆる闇バイト従事者等が犯行の末端行為者として、捨て駒とされていること等を踏まえまして、県内の学校と連携した研修会等を行うことにより、犯行の未然防止を図っているところでございます。

引き続き県警察運営の基本であるところの「日本一安全で安心して暮らせるとやまの実現」を達成するとの強い決意の下、匿名・流動型犯罪グループの摘発と県民の安心感の醸成に向け、県警察職員一丸となって対策を講じてまいる所存でございます。

鍋嶋委員　特殊詐欺であったり、今回のトクリュウのことであったり、尻尾はたくさんつかんでいても、なかなか頭をつかむことができない、その頭も幾つあるか分からないという状況だと思っております。

そういった中において、富山県民だけではないのですけれども、日本全体において、そういった悲しい思いをする人が一人でも減るようにしっかりと頑張っていただきたいと思います。また富山県の安心・安全のために、これからも尽力していただきますことを崎山本部長に期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

大門委員　私からは、警察署の署長官舎についてお伺いした

いと思います。

今回の補正予算を見てみますと、警察宿舎２棟の解体工事や、未利用の警察宿舎５棟の売却手続に入るなど、警察宿舎については、方向性が出てきたと思っているところであります。

警察官は地域の安心・安全を守るために大切な職業であり、そういった方々の住環境を守ることは非常に大切なことだと思っております。

そこで、今回は、警察宿舎ではなく、署長官舎についてでありますが、ここについてはあまりこれまでも議論はされてこなかったかと思っているところであります。署長公舎につきましては、事故であったり、災害であったり、事件であったり、いろいろな事案が発生する中で、署長がいち早く警察署に行けるために、警察署の宿舎内や敷地内など、近くにあるものだと思っております。

ただ、滑川市にもこういった署長公舎があるわけですけれども、大分老朽化が著しい建物が多いと思っておりまして、歴代の署長ともよくこういった話をするわけです。例えば今真夏ですけれども、いろいろな部屋がありますが、クーラーが１個しかなかったり、大型のトラックが通ると、大変振動が来るといった話を聞くわけでありまして、住環境がよいとはいえないと思っております。

特に署長クラスになられる方は、どちらかというと、我慢強く、屈強な方が多いのかと思いますけれども、やはりこの真夏の中でクーラー１つというのは厳しいと思います。住環境を守り、業務から離れて、安心できる場所を提供することは非常に大事なことだと思っておりますけれども、その署長公舎につきまして、築年数や現状など、分かる範囲で中村警務部長にお伺いしたいと思います。

中村警務部長　まず、前提といたしまして、委員御指摘のと

おり、警察署長につきましては、大規模な災害や重大な事件、事故、その他緊急に対応する必要が生じる重大事案等が発生した場合、直ちに警察署に参集し、管内の指揮を執る必要があることから、警察署に近接する署長公舎に居住しているものでございます。

現在、署長公舎は県内に14か所ございまして、その大半は木造平屋の戸建て構造でございます。警察署庁舎の建設に併せて、署敷地内、または近接地において整備されてきたところでございますが、中には、築50年以上の施設が１か所、築40年以上の施設が５か所あるなど、警察庁舎と同様に老朽化が進んでいるところでございます。

そのため、近年建設された富山市内の警察署等では、一般の警察官が居住する待機宿舎の一室を署長公舎として活用するなど、効率的な運用も行っているところでございます。

大門委員　私も先日、署長公舎の現状ということで、築年数を示した資料を頂きましたけれども、言われるとおり、50年以上、40年以上経過しているところだと思います。

ちなみにですけれども、耐震構造はどういった状況か分かりますか。

中村警務部長　網羅的に今お答えすることは困難とは思いますが、当然この古い公舎につきましても、耐震構造について、必要なものについては措置をしていると認識しております。

大門委員　了解いたしました。

これから警察署の再編も進んでいくと思います。恐らくそれと併せて、署長公舎も新しくしていくと思われますけれども、呉西に関しましては、砺波エリアのほうから再編していきまして、2028年度に完了予定だと思います。高岡エリアに関しては、まだ公表されていないですけれども、

その後といった形で、呉東に関しては高岡エリアの後ということで、恐らく一番遅いところでは、まだ10年ぐらいかかるのではないかという印象であります。

一番古いところは入善署の署長公舎で築53年ですよね。そうなると、例えば入善の整備が最後になると、築60年の木造になってしまうわけでありまして、署長の任期を２年で考えますと、恐らく５人ぐらい代わっていくわけであります。そう考えますと、やはり再編もありますけれども、特に呉東の地域が結構古い状況というのもありますし、住環境について考えていかなければいけないと思っております。

いろいろ県外に視察に行きますと、近くのアパートを１棟借りて、そこに住むだったり、待機宿舎の一室を署長の官舎にする形になっていると思っておりまして、そういったことで工夫しながら、再編を待たずとも、住環境をよくしていくべきと思っておりますが、中村警務部長の御意見をお伺いしたいと思います。

中村警務部長　先ほど申し上げたとおり、委員御指摘のとおり、署長公舎の中には、経年劣化により老朽化が進んでいる施設も見受けられるところでございます。そうしたものにつきまして、県警察では、まずは、台所や風呂、トイレ等の水回り設備を中心に必要な修繕を行いつつ、居住環境の維持に努めているところでございます。

今後につきましてですが、まず、警察署再編整備に併せまして、署長公舎についても集約化することを予定しております。例えば先行する（仮称）砺波警察署におきましては、現状の砺波、南砺、小矢部の３警察署の署長公舎は廃止する予定でございます。その上で、再編後の署長公舎につきましては、新たに民間事業者に新警察署敷地の一部を定期借地権契約により長期貸付けし、事業者自らの資金で設計、

建設、維持管理を行うスキームによる宿舎整備を検討しているところであります。

また、委員御指摘のとおり警察署の再編整備は長期的なプロジェクトでございます。特に新川エリアにつきましては、再編完了まではかなり期間を要することから、老朽化の進んでいる署長公舎につきましては、何らかの対策を講じる必要があると認識しております。具体的には、民間賃貸アパートの借り上げや既存署長公舎のリノベーションなどを考えているところでございまして、セキュリティー面やコスト面等を勘案し、財政当局と協議してまいります。

大門委員　住環境の整備は非常に大切なことだと思いますので、ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

永森委員　私からは、新時代とやまハイスクール構想について質問させていただきます。

先ほど鍋嶋委員からもいろいろとお話がありましたが、若干掘り下げて、お聞きしたいと思っています。

最初に、大規模校のことでありますけれども、たまたま私、高岡地区の意見交換会に参加をしておりまして、その中で出たお話ですけれども、呉羽高校――隣接地に公園等々がある高校ですけれども、正式に呉羽高校のところに大規模校を造ることが決まり、方向性として示されている状況と思っています。

その中で、現在の敷地だけだと足りないので、新たに土地を取得する必要があるというお話が教育長からあり、私はあまり認識がなかったもので、結構大きな面積が必要になりますというお話でした。

一方で、今、ハイスクール構想の再構築ガイドライン（案）が示されておりまして、その大規模校について、学級規模――８学級、10学級、12学級といった、いろいろな規模の想定もしながら検討が進められておりますし、建設

の方法についても、新設、一部改築、増築というように可能性について、いろいろと検討もなされているところであります。

そこで、この土地取得につきまして、まず、学校規模にかかわらず必要になるのか、建設の手法にかかわらず必要になるのか、また、取得をするとなると、どの程度の面積が必要になって、当然取得にはお金もかかれば、また隣接地が公園ということでありますので、造成について一定の環境整備も県で行う必要があるように思うのですけれども、そうしたことを含めて、どの程度見込んでいるのかなど、丸田県立高校改革推進課長にお尋ねいたします。

丸田県立高校改革推進課長　委員には、意見交換会への御出席もありがとうございました。

再構築ガイドライン（案）におきましては、高校生と教員へのアンケートから、学習内容を選択できる仕組みがある学校を望む回答が多く、こうした期待に応えますため、多くの科目や部活動から選択が可能で、多様な考え方に接し、他者と協働し、社会参画できる力を高められるよう、１学年12学級を目安とする大規模校を呉羽高校の敷地を活用し、設置する案としております。

県教育委員会で視察を行いました１学年20学級の埼玉県の学校におきましては、15万平米を超える敷地におきまして、特徴ある教育を実施できるよう、生徒が一斉に移動できる動線を確保しました複数の教室棟でございますとか、多彩な競技別の運動場などが整備されており、仮にこの面積を８学級から12学級で案分を行いますと、６万平米から９万平米といった数字となります。これも参考に、12学級規模での校舎や複数の体育館、運動場など、本県なりに必要と考えられる敷地を試算いたしまして、おおむね７万平米程度の敷地が必要と見込んでいるところでございます。

このため、学級規模や新築、増築といった建設方法による空間上の制約などによりまして、必要な面積には差が生じることになると考えております。

また、呉羽高校の敷地は約５万4,000平米でございますことから、今後必要となる敷地の確保につきましては、富山市と協議させていただきたいと考えているところでございます。

なお、再構築ガイドライン（案）におきましては、土地造成費も含めました過去の県立高校建設時の建設単価に基づき建設費を算出しているところでございますが、土地取得費につきましては、計上は行っておりません。

引き続き県議会での議論なども踏まえ、大規模校の検討を進めてまいりたいと考えております。

永森委員　確認ですけれども、この再構築ガイドライン（案）を見ておりましたら、建設するのは校舎だけのように見えますけれども、校舎だけではなくて、例えば体育館や運動施設の整備も含めて、施設整備は必要になるという認識でよろしいでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長　そのように考えております。

永森委員　今の話も正直初めて聞くようなお話でございますし、再構築ガイドラインは、10月頃をめどにつくるということですけれども、今の時点では、新築、一部改築、増築について３つ並べて書いてありますし、学級規模についても８学級、10学級、12学級と３つ並べて検討されています。10月頃の最終的な再構築ガイドラインにおいては、これが１つになった案として出てくるという認識でよろしいですか。

丸田県立高校改革推進課長　再構築ガイドライン（案）につきましては、今後の第１期、第２期、第３期を通じました構想の着実な推進に必要な要素をお示しする、そして、今

後の社会情勢の変化などがあれば、必要に応じ、見直しも行っていくという性格のものと考えております。

今後、９月議会後の検討におきましても、現在のような比較した形での取りまとめを想定しております。

永森委員　では、いつ頃決める予定なのでしょうか。何の枠組みで、これを決めていくことになるのでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長　大規模校につきましては、施設の設計や工事期間も踏まえました中長期的な取組が必要となってまいります。まずは、大規模校のねらいや育成を目指す生徒像などを踏まえ、どのような施設を整備するかにつきまして、この学校規模と整備方法も含めまして、設計から工事期間との関係も整理いたしました整備構想というものを描いていく必要があろうと考えております。それを県民の皆様へもお示しをしながら、方向性を固めていくといった手順が必要になるものと考えております。

再構築ガイドラインが取りまとまった後、学校現場の教員を交えまして、そのベースとなる検討を進めてまいりたいと思います。そして、整備構想をどのように描いて、いつ頃お示しできるかということにつきましても、改めてお示しできるようにしていきたいと考えております。

永森委員　大規模校の規模感であるとか、整備手法についての結論というのは、時間的にはもう少し検討の時間をしっかりつくりながらやっていくという考え方なのでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長　今ほど申しましたとおり、整備構想を描き、そこに対してもまた御意見もお聞きしながら、もう少し時間がかかるものと考えております。

永森委員　ただし、今、12学級程度と示されております。ここについては、見直しがあり得るかもしれないけれども、今回の再構築ガイドラインが決定された段階での１つの方向性であるということを理解しながら、次の質問にいきた

いと思います。

先程、鍋嶋委員からも質問がありました小杉高校について、今６学級程度の未来探求ハイスクールを造るとされております。

新たな施設整備では、国のお金を11億円程度使うとありますけれども、根本的に教室も少し不足しているというお話もお聞きしているわけです。

そのようなことが、現在活用が示されております小杉高校、滑川高校、富山商業高校、高岡商業高校などで、例えば部活動をしっかり充実させていこうとなったときに、では、どのような施設整備が必要なのかということは当然出てくるのであろうと思っておりますし、それぞれの特色を出すために、一定の施設整備はやはり避けられないと思うのですけれども、そのあたりをどう考えているのか。

もう一つは、高岡高校の敷地に中高一貫教育校を造ることも示されております。中高一貫教育校のイメージがいまいち湧かないところもありますけれども、高校と中学校が一緒になるということだと思うので、そうなると、同じ敷地になるので、体育館や、いろいろな施設が、中学校にも当然必要になってくるのではないかと思うのです。そう考えたときに、そのあたりの施設整備費は、どのように考えていらっしゃるのか。

この２点を丸田課長にお聞きいたします。

丸田県立高校改革推進課長　委員から御指摘がございましたとおり、このたびの意見交換会におきまして、小杉高校について、未来探求ハイスクールで６学級規模での幅広い学びを提供するには、現在の校舎では、教室数が不足するのではないかといった御意見がございました。

小杉高校は現在４学級、３系列の総合学科を設置しておりますが、平成７年度から平成14年度までは、５学級、６

系列でございました。今後、設置方針が取りまとまりました後、ほかの新時代ハイスクールと同様に、学科構成や教育課程などを具体的に定める設置計画の策定を行うこととなります。その中で、新たな学びの提供に必要な教室の確保などにつきまして、既存施設の活用はもとより、小杉高校でいえば、今後の国の基金事業で整備いたします施設の活用を基本としつつ、さらに必要な対応があるかについて、個別に検討を行っていくこととなります。

２つ目の中高一貫教育校でございます。

再構築ガイドライン（案）では、中学校が２学級程度、高校からは４学級程度を加え、６学級程度を目安とする案としてございます。この施設整備につきましては、既存の校舎の活用に加えまして、ほかの県におきます中高一貫教育校の整備例では、中学校で必要な技術室でございますとか給食室、こうしたものを整備しておられる例がございます。そうした例なども踏まえながら、現在、事務局内では検討を進めているところでございます。

再構築ガイドライン（案）が取りまとまりました後には、中高一貫教育校の学校像や施設整備の具体化の検討を加速することとしており、高岡高校の教員のほか、高岡市教育委員会などの関係者も交えて、その検討体制を整え、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

永森委員　何を申し上げたいかというと、大規模校は大規模校で多額の施設整備費を要するわけですけれども、その他の20校程度も新時代ハイスクールということで、その学びをそれぞれ充実させたり、また、これから先も続いていく学校ということで、老朽化対策等も必須になってくると思います。無尽蔵にお金を使えるならいいですけれども、やはりトータルで、どこにどれだけのお金をしっかり投じていくのかという全体像が見えないと、我々もなかなかその

是非を判断しにくい面もあることをまずは御理解いただければということで質問させていただきました。

次に、信号機の設置・撤去について質問をさせていただきます。

警視庁のホームページで信号機設置の指針――信号機の必要条件と択一条件を見ながら、お話をしているのですけれども、歩行者用信号灯器の設置場所が結構まちまちだなと思っていまして、とりわけ新しくできた大きな道路には、必ず歩行者用信号灯器が設置されているのですけれども、ほとんど人が歩いているのを見たことがないところにも結構設置されていると思うのです。

一方で、私の地元の小学校の本当にすぐ近くの交差点では、歩行者用信号灯器が設置されていない―東西はついていても、南北がついていないところがやはりあるのです。

どうしてこういうことが起きるのかと、もちろん有権者の皆様方からも聞かれることでありますので、このあたりの基準をどのように考えておられるのか、古川交通部長にお尋ねします。

古川交通部長　歩行者用信号灯器の設置基準につきましては、警察庁が平成27年に信号機の設置基準等を示しました信号機設置の指針に、歩行者用信号灯器は、信号機により交通整理の行われている交差点において、横断歩道がある場合は、原則設置すると書かれております。

県警察では、この指針に基づきまして、地域の交通実態を把握し、予算との兼ね合いも考慮しながら、通学路をはじめ歩行者の安全確保の必要性の高い箇所から、順次計画的に信号制御機の改修を含む歩行者用信号灯器の設置を進めており、平成29年以降、約270灯器を設置しているところでございます。

今後とも、実態を適切に踏まえた交通安全施設の整備に

努めてまいります。

永森委員　警視庁の択一条件を見ると、例えば小中学校の生徒たちの交通安全を特に確保する必要があるところと、しっかりと書いてあるわけですよね。

やはり歩行者用信号灯器は、信号が変わる予報のようなもので、急に黄色から赤に変わるのではなくて、点滅があり、それを見ながら、そろそろ危ないなと思って止まる、その後黄色になり、赤になるという、信号が変わる一種の予報みたいなものでありまして、そうした性質からいくと、特に子供たちがたくさん通っている場所は、非常に危ない場所だと思います。先ほど、その場所の状況を見極めて判断をしているとおっしゃいましたけれども、なぜ子供たちが多い場所に、歩行者用信号灯器が設置されないという判断になっているのか分からないので、教えていただきたいです。

古川交通部長　今ほど申し上げましたとおり、平成27年に警察庁の通達にそのように書いてあるのですけれども、それ以前に信号機を設置した場所につきまして、当時設置するに当たって、交通の状況、それから周辺の環境等、また、横断歩行者の横断歩道の距離といったものから、歩行者用信号灯器の設置は必要ないだろうと判断をして、設置していないものと考えております。

先ほど申したとおり、今そういったところにつきましても、予算をしっかりと考慮いたしまして、順次設置を進めているところでございます。

永森委員　必要な場所に設置されていなくて、必要ではなさそうな場所に設置されていることがあると思います。

先ほど、本部長の予算報告でも、撤去の予算について報告がありまして、なかなか難しい面もあるのだと思います。ちょうど私の地元でも１つ撤去の看板が上がっている場所

がありまして、地元の方はいろいろとおっしゃっておられますけれども、確かになくなってもそれほど支障はない場所なのかと感じたりしております。やはりそういう場所については、しっかり地元と調整をしながら、撤去することも必要だと思っているのです。

そこで、信号機の撤去の実績、また、設置基準を満たさなくなった場合は、当然撤去を考えなければいけないと思いますけれども、そうした信号機はどの程度把握をしておられるのか。一方で、無尽蔵に信号機を増やすことはできないですけれども、移設は一定程度、警察本部でも理解を示しながら行っていただいていると思っています。

撤去をされた場合に、必要な場所に移設することも１つ検討の材料にしていただけないかと思います。この点について、古川部長のお答えを聞きたいと思います。

古川交通部長　信号機の撤去につきましては、先ほども申し上げました警察庁策定の信号機設置の指針に基づきまして、信号機の設置基準を満たさないなど、必要性が低下した信号機で、一時停止など、他の対策により代替が可能である場合に地域住民及び道路利用者の意見を十分配慮した上で撤去を進めることとしております。

委員御質問の信号機撤去の実績につきましては、過去５年間で14か所の信号機を撤去したところでございまして、それ以外にも、現在、県内47か所につきまして、警察署を通じ、地域住民に説明を行うなど、撤去に向けた検討を進めているところでございます。

また、委員御指摘のとおり、撤去しました信号機の必要な箇所への移設も重要と認識しておりまして、具体的には、信号機を撤去する場合、撤去する箇所の近辺等で交通流量に変化が生じるなど、信号機設置の検討が新たに必要となった箇所につきまして、地域住民からの要望も踏まえて、

移設の検討を行っているところでございます。

今後とも、必要性の低下した信号機の撤去を進めつつ、信号機の設置が真に必要である箇所については設置を推進するなど、持続可能な交通規制に配慮しながら、交通安全と円滑な交通の確保に努めてまいります。

鹿熊委員　資料を掲示してよろしいでしょうか。

瀬川委員長　はい、許可いたします。

鹿熊委員　７月に当委員会で県外視察に行ってまいりました。教育委員会、それから警察本部に関連する施設なり、学校訪問等々、非常に勉強になる視察でありました。

せっかく視察したのでありますから、それを題材に質問できないかと考えておりまして、教育委員会に１問、警察本部に１問、今日は質問したいと思っております。

まず、教育委員会でありますが、静岡県教育委員会に行きまして、ここにありますとおり2040年を見据えた高等学校教育改革について説明を受けてきたわけでございます。

その中で、非常に印象に残った部分がありました。ざっくり言いますと、この教育警務委員会でも、私をはじめ何人かの委員から、文部科学省のネクストハイスクール構想を活用した高等学校教育改革についてやり取りがありましたけれども、この静岡県教育委員会のような資料なり説明があれば、こういうことなのかと、すんなり飲み込めたのにということを思いながら、説明を聞いていたわけです。

静岡県がどのような高校改革を目指しているかという説明の中で、富山県でいえば20校程度への再編に向けて取り組んでいるのを、静岡県では、2040年には現在の89校を50校から60校程度にしていこうという大きな方向性を持って取り組んでいるということでありました。

その中で、文部科学省の改革先導拠点として４校の指定を受けて実行計画を策定し、これを県内全域に波及してい

こうという大きな流れで取り組んでいるということでありました。組織体制図では、改革先導拠点校を中心に据えて、両側に協力校というのがあって、静岡県教育委員会と連携しながら、全県立高校に波及していこうという全体像も説明を受けたわけであります。

資料では、静岡県における改革先導拠点の４校の配置を示し、その４校が類型１から類型３のどの指定を受けたかという説明がありまして、次に、類型１から類型３までの取組について、それぞれの高校、例えば焼津水産高校の場合は、焼津水産高校を中心にして、関連する機関――地域機関は、例えば、はごろもフーズ株式会社、それから、大学研究機関については東海大学海洋学部、それから、協力校として農業高校の静岡農業高校や総合学科等の藤枝北高校があって、そして、一番下に事業概要として、こういった事業をしていくという資料がありました。

この説明を聞いたのは７月ですから、指定を受けたのが５月のはずなので、その前の準備期間があったとしても、そんなに時間がない中で、それぞれの高校について、このような取組の全体像が示されている資料を我々は見せていただいて、何て分かりやすいのだろうと、あるいは何て話が進んでいるのだろうと、率直にそのような印象を受けたわけです。

これまでこの委員会でも何度か私はこのことについて取り上げていますが、残念ながらこのような説明なり資料なりを受けたことがありませんし、見たこともありません。言いたのは、富山県教育委員会は、改革先導拠点の採択を受けた魚津高校及び小杉高校における教育改革の実装に向け、関係諸機関――協力校、企業、大学、研究機関などとの連携も含めて、どのような準備を進めているのか質問したいと思います。

それでは、武末教育みらい室課長によろしくお願いします。

武末教育みらい室課長　改革先導拠点におきます教育改革の実装を図るためには、拠点ごとに実効性のある推進体制の構築が必要と考えております。

このため、まず、魚津高校、小杉高校、それぞれにおきまして、校長を中心に教職員で構成する校内プロジェクトチーム等を立ち上げております。県内の先進事例の視察や研修会への教員派遣等も行いながら、教育課程など、教育改革の具体化を図る検討を始めております。併せて、新たな施設整備に向けた設計業務を進めております。

また、例えば理数系人材の育成に取り組みます魚津高校では、理数系の授業や探究活動の充実を進めるため、一部の教材等を前倒しで導入するほか、先月には、理数系の関心が高い生徒が富山大学でインターンシップを行うなど、可能なものから順次取組を進めております。

さらに来月上旬をめどに拠点校ごとに協力校や大学、地元自治体、産業などの関係機関等と構成します推進会議を設置することとしております。取組の目的や目標を共有しますとともに、その実現に向け、関係機関それぞれの視点や強みを生かした連携協力体制を構築いたします。また、定期的に情報・意見交換を行いながら、取組の結果を評価し、改善を図ることとしております。

教育委員会といたしましても、全体を統括する立場から、事業の進捗管理や普及啓発などを通じまして、先導拠点の取組を後押ししてまいります。高校教育改革は前例のない難しい挑戦となるものと受け止めておりますけれども、生徒一人一人の学ぶ意欲を高めて、可能性を広げることができる教育の実現に向けて、鋭意取り組んでまいります。

鹿熊委員　ただいま武末課長からお聞きしたところでは、プ

ロジェクトチームをそれぞれの高校につくったり、あるいは、推進会議を設置したりして、実装に向けて取り組んでいることは認識いたしました。やはりこの高校改革というのは、県民にとって非常に関心のあることですので、例えば静岡県教育委員会のように、ぱっと見て分かるような、このような話合いをしながら、こういう高校を目指して取り組んでいるという発信が、もっともっと大事ではないかと思っています。何かクローズとはいいませんけれども、この委員会で委員と当局で話をし、教育委員会と当該高校で話をしているだけではなく、県民の皆さんや、企業、大学などの関係機関の協力も得なければ、この改革はできないと思うのです。ですから、こういった取組をしているというのを、例えばこのような説明資料をこれから作っていき、発信しながら、理解と協力の下で進めていくことが大事ではないかとつくづく思っているのです。

そこで、２つ目の質問ですけれども、県教育委員会は、拠点校の取組、協力校の役割、それから全県立高校への波及など、文部科学省の採択を受けたこの事業について、県内高校や関係諸機関、そして、広く県民に発信する機会を持って、その理解と協力の下で進めていくことが必要と思いますけれども、その見解を問うと同時に、富山県において今、最大の構想である新時代とやまハイスクール構想と、この文部科学省の拠点校との関係性を示すことも必要であると思います。そういったことも含めて見解を武末課長に聞きたいと思います。

武末教育みらい室課長　委員に御指摘いただきましたとおり、改革先導拠点におきまして、産業界、大学、地域等との連携を強化し、実践的な学びを導入するとともに、その成果を県立高校全体に普及するためには、様々な関係者、生徒、保護者をはじめとする県民の皆さんの理解と協力が必要で

あると考えております。

このため、各校の推進会議の設置に当たりまして、大学や地域の産業、行政の関係団体等に事業計画の説明を行いますとともに、県内高校には、校長会等を通じまして、取組の共有を図っております。

また、先般、新たに関係団体をはじめ県民の皆さんに広く取組を御理解いただけるよう、県のウェブサイトにグランドデザインの趣旨や先導拠点の取組を紹介するコンテンツを掲載いたしました。

さらに、報告事項にもございますが、国の新たな交付金の支援根拠となります高校教育改革実行計画（案）の策定のための検討会を設置しておりまして、その場で、各界の有識者、生徒等ともグランドデザインの考え方などを共有して、検討を進めております。当該サイトでは、この検討会の資料など、状況も掲載しておりまして、周知を図っております。

引き続きさらなる理解促進と機運醸成につながりますよう、サイトや御紹介いただきました静岡県の資料も参考に、説明資料の充実など、情報発信を工夫してまいります。

なお、改革先導拠点での取組、学びの内容につきましては、新時代とやまハイスクール構想における新たな学校づくりを進める際のモデルとなるものと考えております。現在検討中の高校教育改革実行計画にこうした両者の関係性も示し、ハイスクール構想との整合を図りつつ、先導拠点での取組や得られた知見、ノウハウも含め、横展開を位置づけるなど、先導拠点での改革の成果が新時代とやまハイスクールに着実に引き継がれることをＰＲしてまいりたいと考えております。

鹿熊委員　ぜひ、御答弁いただいた方向で取り組んでいただくことが、視察の意味があったということになるのだろう

と思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、警察本部に質問いたします。

同じく７月の視察のときに兵庫県警察本部に訪問いたしまして、災害時における対応についていろいろ説明を聞いてきました。

そのときの説明の中に、兵庫県警察災害警備計画というものがあると説明がありまして、それを帰って調べてみましたら、非常に立派な計画でありまして、平成26年に制定されたもので、第１の目的から第17まで、県内における大規模災害への対応について、非常にしっかりとした計画がありました。

富山県は、災害の少ない県という認識でいたのですが、このところ毎年のように地震、そして、豪雨災害等が県内でも発生して、今般も大変大きな災害になっておりまして、警察の出動する機会はかつてなく多くなってきていると思いますし、いろいろな関係機関との連携、本部内や各署との連携も必要でしょうし、富山県では災害対応はどうなっているのだろうと思った次第でございます。

そこで、富山県警察にそもそも兵庫県警察災害警備計画に類する計画はあるのかどうかということを質問すると同時に、もしこれだけの、兵庫県に類するような計画がないとするならば、その必要性についてどうなのかという見解を井上警備部長にお聞きしたいと思います。

井上警備部長　近年、全国的に自然災害が激甚化、頻発化しておりまして、本年７月28日に発生した令和８年の熊本地震は記憶に新しいところでございます。

また、８月27日には県内で初めてレベル５大雨特別警報が発表され、氷見市を中心に甚大な被害が発生したことから、県警察では、関係機関と連携をいたしまして、孤立集落への対応や冠水道路の通行止めといった措置を実施した

ところであります。

委員御質問の当県警察における兵庫県警察災害警備計画に類する計画の有無についてでございますが、県警察では、呉羽山断層帯などを震源とする地震や弥陀ヶ原火山噴火、豪雨による土砂災害等の大規模災害の発生に的確に対応するため、平成28年に富山県警察災害警備計画を制定し、この計画に基づきまして、毎年、様々な災害を想定した警備訓練や図上訓練を継続的に実施しているところでございます。

同計画につきましては、平成７年１月の阪神淡路大震災、あるいは平成23年３月の東日本大震災、それから、近年の大規模災害における警察活動を踏まえ、地震、津波、風水害、火山災害などの自然災害に加えまして、原子力災害等の事故災害に際しての措置であったり、警備体制についても規定する内容となっております。

引き続き人命の保護を第一に、関係機関との緊密な連携の下に、被災者の救出・救助、早期の住民の避難誘導、交通の混乱防止に努めるなど、災害警備に万全を期してまいりたいと考えております。

鹿熊委員　平成28年に計画が策定されておるということで安心をしたわけでございます。兵庫県警察を訪問したときに、災害出動用のいろいろな資機材が相当しっかりと整っているという説明もあり、実際に見てきたわけですが、そこら辺の装備はどうなのでしょうか、足りていますか。

井上警備部長　装備につきましても、兵庫県警察と遜色のないものをそろえております。

鹿熊委員　分かりました。

立村委員　私からも、まず、高校再編について何点かお伺いいたします。

今日の報告事項に上がっておりますが、新時代とやまハ

イスクール再構築のガイドライン（案）及び第１期設置方針（案）のパブリックコメントに55通の意見があったということでした。意見は羅列されてはおりますけれども、この概要と、どのような回答をしようと思っているのか、答えられる範囲で結構ですので、一つ一つではなく、概要をお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　報告事項の資料にございますとおり、また、御紹介いただきましたとおり、期間中に55通のコメントを頂戴いたしました。御意見をお寄せいただきました県民の皆様に感謝申し上げます。

速報としておりますのは、８月28日の消印有効としておりますので、この後また届く可能性もあります。

また、１通の中に複数の御意見が含まれているものも多うございますので、何件の御意見があったかなどの詳しい内容につきまして、現在精査中でございますけれども、例えば再構築ガイドライン（案）への御意見といたしましては、少子化が進む中で県立高校学校数減はやむを得ないでございますとか、県内どこに住んでいても行きたい学校を選択できるように配置してほしい、大規模校は生徒一人一人にきめ細かな指導ができないのではないか、中高一貫教育校の設置に当たっては、低学年からの受験競争の過熱防止について対応が必要、また、県立高校の校舎の老朽化が県立離れの一因ではないかなどの御意見がございました。

また、第１期設置方針についての御意見では、新たに設置する新時代ハイスクールに関して、何を学ぶことができるのかと併せて、卒業後にどのような進路を選択できるかも重要といった御意見があったほか、閉校とする案とした学校に関しましては、学校の存続を求める御意見や閉校となる学校の伝統や文化をどのように継承していくのか、それぞれの学校が持つ長所や特徴を大切にし、それらを残し

ながら、新しい学校づくりを進めることが大切といった御意見などを頂戴いたしました。

立村委員　今言っていただいた中で、例えば閉校となる学校の伝統や文化をどのように継承していくのか、現時点での課長の所見で結構ですので、これに対しての回答はどのようなものになるのでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長　意見交換会などでもそうした御意見も頂戴したところでございます。

今回私どもは、再構築という形で検討しておりますけれども、これまでの教育実績を引き継いでほしいという大切な御意見も頂いておりますので、そうしたことも踏まえながら、今後の学校づくりを検討していきたいと考えております。

立村委員　先ほど鍋嶋委員からもお話がありましたが、県内４会場の意見交換会で、参加者と教育委員会とでいろいろやり取りがあったと聞いております。

特に私が伺いたいのは、閉校とするとされた３校の関係者から様々な意見があったと聞いておりますが、実際どういったやり取りがあったか、その概要についてお聞かせください。

丸田県立高校改革推進課長　こちらも報告事項にはおつけしてございますが、新時代とやまハイスクール構想に関する意見交換会を８月11日と23日に県内４会場で開催をいたしました。再構築ガイドライン（案）と第１期設置方針（案）それぞれにつきまして、参加者からの御質問と教育長からの回答という形で意見交換を行い、また、終了後には記入用紙にも御意見を頂戴してございます。

様々な御意見がございましたが、例えば構想の推進に関するものとしては、少子化が進む中、県立高校の抜本的な改革は必要、特色ある高校が設置されれば、偏差値ではな

く、行きたい高校を選べるようになる、中学生への周知が重要などの貴重な御意見を頂いております。

また、御質問を頂きました閉校する案とした学校の同窓会やＰＴＡなど、学校の関係者の皆様にも御参加をいただき、様々な御意見を頂戴したところでございます。例えば閉校とする理由への御質問でございますとか、各高校の伝統と歴史があり、地域との関係を築いてきた、これまでの思いをつなぐには、閉校ではなく、統合という形にしてほしい、閉校となる学校の在校生や卒業生へのフォローが必要など、大切な御意見を頂いております。

これに対しまして、教育長からは、これまでの２回の再編統合に対する御意見も踏まえながら検討を進め、今回は、学校規模を基準とした再編ではなく、教育内容に着目して、県立高校を再構築することとしたこと、また、中学校卒業予定者数が減る中、新時代ハイスクールを新たに整備するためには、残念ながら学校数を減らす必要があり、様々な観点から、構想検討会議において、閉校となる学校を検討いたしましたこと、また、長年築いてこられた伝統や教育内容は、新たに設置する新時代ハイスクールに引き継いでいくことなどを御説明させていただいております。

立村委員　私も富山会場に出席しておりましたので、そういったお答えがあったことは承知しておるわけですけれども、先ほど鍋嶋委員からも御質問がありましたが、改めてお伺いします。

そういったパブリックコメントや意見交換会を受けて、この２つの案の見直しは検討されているのかどうか、改めて丸田課長にお伺いします。

丸田県立高校改革推進課長　新時代とやまハイスクール構想につきましては、令和３年度以来、多くの御意見をお聞きし、それらを一旦整理し、一定の方向性をお示しし、さら

に御意見をお聞きし、議論を深めるといったサイクルで進めてまいりましたので、このたびお示ししました再構築ガイドライン（案）と第１期設置方針（案）に対しましても、様々な御意見をお聞きしますため、パブリックコメントの実施と意見交換会の開催を行ったところでございます。

パブリックコメントの内容につきましては、現在精査を進めておりまして、先ほどは鍋嶋委員へもお答えさせていただきましたが、再構築ガイドライン（案）に関しましては、その方向性や基本的な考え方に関わるもの、また、中高一貫教育校や大規模校などの具体化を図る際に考慮すべきもの、また、第１期設置方針につきましては、第１期校の在り方そのものに関わるものや第１期校の設置計画の検討の際、考慮すべきもの、こうした形で整理をしたいと考えております。

また、その上で、９月県議会定例会での御議論も踏まえ、こうした２つの案の見直しの検討が必要になると考えております。

これらを整理いたしまして、再構築ガイドライン（案）と第１期設置方針（案）の必要な修正の検討を進め、構想検討会議にお示しをし、御意見を頂くなど、取りまとめに向け、鋭意進めてまいりたいと考えております。

立村委員　これはお答えいただかなくていいので私の所見を聞いていただければと思うのですけれども、パブリックコメントで55通、意見交換会の参加者を見る限り約200名ということになります。

知事なり教育委員会なりは、よく丁寧にこの問題に関しては進めていくとおっしゃっておられましたが、10月にもこの２つの案は最終決定される予定と聞いております。特に閉校となる対象校がある地域や関係者に十分な説明がなされたのかどうかということに関しては、ちょっと私は疑

問に思っております。とにかくやはり時間がない。

７月22日に初めて閉校の対象３校の名前が出ました。それぞれの地でいろいろなことがなされているのだと思いますけれども、10月といわれても３か月しかない。前回の再編のときには、再編対象校ということでまず発表されて、資料を見ておると、周知期間と書いてあり、最終的にどうなるかというのは、２年後に決まってくると。ただ、私は、その２年という期間は果たしてどうなのか、そんなに、不安定な期間といいましょうか、当然在校生なり、地域の人たちも、どうなるか不安になるのでしょうし、長ければ長いほどいいというものではないと思います。ただ、今回のこの進め方については、３か月しかなく、本当に時間がないというのが率直な思いであります。

閉校の対象案の１つに組み込まれております私の地元の富山西高校ですが、今地元では、再編対策協議会なるものを地元有志、自治振興会が中心となって立ち上げられまして、近日中に打合せを予定しておるところであります。当然私もそこに出席させていただきますので、そのときの御意見等も踏まえて、また、前回の地元説明会等での意見も踏まえて、私は今回、予算特別委員会で出番を頂いておりますので、そのときにいろいろまたお話をさせていただきたいと思います。時間がない中で、地元の関係者は、とにかく自分たちの思いを届けたいという思いをお持ちで、今からできることをやろうとされておりますので、そういった地元の意見を大切に酌み取って、手続きをしてほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、県警に交番・駐在所についてお伺いいたします。

令和６年度の国家公安委員会規則の改正で駐在所勤務は通勤制が可能になったところでありますが、実際、県内の駐在所における通勤制の採用状況はどのようなものでしょ

うか。

また、本年６月の警察庁の通達で、交番・駐在所の在り方に関する基本的な方向性・考え方が示されたところです。これを受けて、今後どのように取り組んでいくのかお伺いするわけですけれども、駐在所の存在というのは、御存じのとおり、そこに昼夜おられることが地域住民にとって、安全・安心につながっておるものであります。私の地元では長い間市議会議員を務めておられる方がおられ、正月に関係者がいろいろ集まるのですけれども、もう何代も前の駐在さんがそこに来られます。そういった人間関係がずっと続いていて、それは、その駐在さんにとっても非常にいいことではないかと思って、私は見ております。

そういった駐在所に勤務される方の勤務形態等を見直す場合には、地域住民等に対してしっかりと説明周知することが必要であると考えております。先ほど申し上げました６月の警察庁の通達を受けて、本県警察としては、どのように取り組んでいかれるつもりなのか、中川地域部長にお伺いいたします。

中川地域部長　委員御指摘の地域警察運営規則は、地域警察の任務及び運用の基本等について国家公安委員会が定めるものであり、令和６年に各地域の人口動態の推移や警察事象の変化に即した地域警察の柔軟な運用を可能とする趣旨の下、駐在所における通勤制を可能とする旨の改正が行われ、県警察においても、訓令及び例規通達を改正したところでございます。

これを踏まえまして、県警察においては、管轄区域の情勢に加えて、庁舎の老朽化状況や安全性等を考慮した上で、地域住民の方々への丁寧な説明を行った結果、令和８年８月末現在で県内90駐在所のうち７つの駐在所において通勤制を採用しているところでございます。

また、先般警察庁から各都道府県警察に対して、交番・駐在所の在り方に関する基本的な方向性・考え方と題する通達が発出されたところでありますが、これは、治安課題や社会構造が大きく変化する中で、交番・駐在所についても、いま一度各県等の実情に応じ、最適化を図る必要があるとの趣旨の下、具体的には、駐在制の駐在所に関して、通勤時間などを考慮しまして、警察署から遠隔地に設置することを基本とする旨が示されているところでございます。

県警察では、これまでも地域情勢の変化などに応じ、随時各地域での効果的な治安拠点の配置や運用見直しなどを図ってきたところでございますが、今回の通達内容に加えまして、駐在所などが地域の身近な治安拠点としての役割を果たしているという実情などを踏まえつつ、地域住民の方々に丁寧な説明を行いながら、当県の実情に即した最適な交番・駐在所の在り方を引き続き模索してまいります。

立村委員　しっかりと、よろしくお願いいたします。

瀬川委員長　ほかにありませんか。――ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

２　陳情の審査

瀬川委員長　次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておりませんので、御了承願います。

瀬川委員長　以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。――ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。